

## 山梨県環境保全審議会廃棄物部会（平成27年度第1回）会議録

1 日時 平成27年7月2日（木）午後3時～5時15分

2 場所 山梨県恩賜林記念館 東会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）平山公明 芦澤公子 牛奥久代 島崎洋一 永井寛子  
望月清賢 伊藤智基 白川恵子 東原記守（代理者出席）  
藤波博

（事務局）笹本環境整備課長 渡辺廃棄物対策指導監 本田総括課長補佐  
施設計画担当（5人） 産業廃棄物担当（2人） 不法投棄対策担当（1人）

4 傍聴者等の数 1人

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 開会あいさつ
- (3) 廃棄物部会長あいさつ
- (4) 議事
- (5) 閉会

6 会議に付した議題

- (1) 第3次山梨県廃棄物総合計画の論点整理について【公開】
- (2) その他【公開】

7 議事の概要

（事務局）  
資料を基に説明

（議長）  
どうも説明ありがとうございました。ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

（委員）  
いくつか質問があるのですが、まずは、資料2ページの廃棄物総合計画と法令等との関連図ですが、「山梨県地球温暖化対策実行計画」の中に廃棄物部門に係る内容も記載されておりますが、この計画との関係はどのようになっているのでしょうか。

次に、資料3ページの(1)の総排出量等の直接搬入量について、「約10%減少している」と記載がありますが、表の数値では増えているように思われますが、いかがでしょうか。

最後に、資料6ページに「RDFを製造する施設の閉鎖に伴うRDF製造量の減少」と記載されており、これは、おそらく南部町の施設のことと思われるのですが、施設が閉鎖となった現在、南部町はごみを分別収集しているのでしょうか。

(事務局)

廃棄物総合計画と地球温暖化対策実行計画の関係については、把握しておりませんので、内容を確認し、次回、その位置付け等についてお話をさせていただきます。

(委員)

関連付けについて、記載していただきたいと思います。

(事務局)

資料3ページの(1)については、御指摘いただいたとおり、増加しておりますので、正しくは「増加」であります。

閉鎖したRDF施設については、お話のあったとおり、南部町の施設です。現在は、ごみを分別収集していると思います。

(委員)

資料17ページに、第3次廃棄物総合計画における基本的な考え方として、廃棄物の発生抑制や再生利用の推進に向けた取り組みの強化が必要であるということが記載されていますが、資料の表のどの部分で発生抑制の状況が把握できるのかわかりません。また、報告の中でも、発生抑制のことについて記載されていないのですが、そのことは、どのようにお考えですか。

(事務局)

排出抑制がどのように位置付けられているかということですか。それにつきましては、山梨県生活環境保全に関する条例や、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の基本方針の中で、排出抑制の推進について位置付けられております。

(委員)

基本的に、この部会では、排出抑制については言及せずに出てきたものをどうするかということを検討する部会なのですか。

(事務局)

発生抑制については、様々な施策を講じることにより、その結果が総排出量の数値に現れてくると考えております。発生抑制のための具体的な施策については、資料の21ページに挙げております。

(議長)

排出量は、発生量と同様であるという理解で良いですか。

(事務局)

基本的には同様と考えますが、産業廃棄物の場合は、排出量と発生量に違いがある場合もあります。

例えば、鉄くず等、排出者が不要と判断しても市場価値があり、有価物として引き取られる場合があります。

この場合には、発生量から、この有価物の量を引いた値が廃棄物の排出量になるため、発生量と排出量が異なることもあります。

このことを踏まえすと、資料3ページの総排出量の合計については、そのような有価物回収量も含まれていますので、実際のごみの排出量としましては、資料3ページの生活系、事業系ごみの推移の合計量になると思います。

(委員)

資料2ページの関連図に、各個別のリサイクル法が列記されていますが、国のように制定順に列記する等、何らかの基準を設けて順番に列記した方が良いと思います。

また、第2次廃棄物総合計画の概要版に、3Rの図があります。このような絵を入れた方がもっと分かりやすくなると思います。

もう1点、環境省の総合政策の内容を踏まえ、持続可能な社会を目指すための低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の3つの分野について図で示してみてもどうか。

次に、産業廃棄物の排出量や産業廃棄物の新規不法投棄件数は減少しており、次の計画もこの表をベースに作っていくのだと思いますが、あくまでも参考として聞いてください。産業廃棄物の不法投棄に関連しては、平成22年の廃棄物処理法の改正で排出事業者の注意義務が定められたこともあり、排出事業者を対象とした研修の実施を始めた自治体があります。不法投棄対策の施策の一つとして、このような研修を実施するという方法もあると思います。

次に、資料17ページになりますが、全体的な施策の話としては、国の第三次循環型社会形成推進基本計画に沿った形で、そこに山梨県の計画している3Rを全面的に出していく、といった形になるかと思います。リユース政策については、スペースふうさんの取り組みが非常に有名ですので、リユース政策の中の一つとして、スペースふうさんと連携して何かやられてはどうかと思います。

次に、一般廃棄物については、統計数値を見ますと、若干甘いところがあると感じました。一般廃棄物は市町村に処理責任等がありますが、技術的助言で県ができる部分もあると思いますので、市町村にお話いただき強化をお願いしたいと思います。

もう一つ、昨年10月に食品リサイクル法の審議会報告書が出ており、その中で触れられていることの中に、食品ロスというのがあるので、それを施策の一つとして、検討してはどうかと思います。

また、食品廃棄物のうち、給食センターなどから出る事業系のもの、家庭から出るものをそれぞれどうするのかということも、法第6条の市町村の廃棄物処理計画でも記載していくことになると思いますが、県の計画においても、一般廃棄物について記載をする中で、触れていかななくてはならないと思います。

また、一般廃棄物に関しては具体的な施策が必要だと思います。資料4ページの組成の表にあるとおり、紙と生ごみの比率が高いので、それに関する対策等についても触れた方が良いと思います。特に生ごみは、清掃工場の建設にあたり、福島県の問題もありまして、電力が不足しておりますので、エネルギー源として、一般廃棄物を分別する自治体も増えています。清掃工場でメタン発酵を行い、電力を売れば、41円で売れ、ごみの含水量も落ち、減量もできます。そのような取り扱いをどうするのかということもあります。

更に、震災廃棄物の処理について、市町村にその責務がありますが、現実的には困難な場合があるかと思います。そういった場合に、廃棄物処理の広域化ということになり、県としての指導というものが出てくるとと思います。このことについて、より、厚く記述をした方が良いと思います。

自治体によっては、市町村研修を年に1回程度実施しているところもあるので、全市町村を集めてコミュニケーションを図りながら、廃棄物処理の広域化等について議論してはどうかと思います。

また、高齢化社会における廃棄物の対応をどうするかという部分についても計画の中で触れていただきたいと思います。

最後に、計画書についてですが、グラフだけでなく写真を入れるなど、県民にと

って見やすい作りを工夫していただきたいと思います。以上です。

(事務局)

ご意見として承ってよく検討していきたいと思いますが、個別の施策となると各課や市町村との調整もありますので、ご意見をいただいたものをなるべく活かせるようにしていきたいと思います。

(委員)

環境基本法の中で、3 R から 2 R が優先されなければいけない時代であると謳っています。リサイクル法はたくさんありますが、この 2 R については、国も法律を作りにくいとして、まだそういうものがない状況です。これからは、2 R を推進していかなくてもなりません、国が法律で縛るのは非常に難しく、市町村単位で取り組むべきではないかということで、現在市町村におろしています。

国は、2 R とは何か、というところから始まり、具体的な取り組みを紹介していますし、県の計画の中でも、出てきたごみをどう処理するのかも大事ですが、その前にどうすればごみを減らせるのか、どうすればリユースできるかを考えていくことが非常に大切ですので、是非具体例を交えながら分かりやすく、市町村を通して啓発活動をやっていただきたいと思います。

(議長)

2 R、3 R とは何ですか。

(事務局)

2 R は、排出抑制と再利用で、3 R は、それに再生利用を加えたものです。

(委員)

循環型社会形成推進基本法の第 5 条から第 7 条の中に、リデュース、リユース、リサイクル、熱回収、適正処理の 5 つの施策を設けています。

リデュースについては、事業者による取り組みが進んでいますが、国民による取り組みは、まだまだ進んでいない状況です。

次に、リユースについては、色々な取り組みがなされておりますが、スペースふうさんの取組みも、このリユース施策です。そして、3 つめがリサイクルです。国は、適正処理の前にリサイクルなりリユースをし、廃棄物を削減せよという考えになってきています。

(議長)

今のお二方のお話は、一つは、国の施策を取り入れて検討してはどうかという話と、もう一つは、県民に分かりやすくということですね。

(委員)

山梨県の日一人あたりのごみの排出量が、全国と比較して多いとあったのですが、私たち山梨県民は、それをどのように認識しておけば良いのでしょうか。何が足りないのでしょうか。

また、一般廃棄物については、第二次廃棄物総合計画の目標と実績に、一番差が出てしまっていると認識していますが、ヒアリングにより市町村から得たデータをどこまで精査するのでしょうか。

(事務局)

まず、一日一人あたりのごみの排出量ですが、全体の排出量から集団回収量を引いた数値を人口で割って算出してありますが、山梨県における集団回収量の減少の割合が23.4%と全国の減少の割合13%と比較して大きいため、このことも排出量が多くなっている原因の1つではないかと考えております。

次に、一般廃棄物の目標値と実績の差に係る対応についてですが、今後、市町村にどのくらい排出抑制が可能であるのか等をヒアリングし、目標の設定などを行う予定です。

(委員)

市町村別のデータは、計画書には記載されないと思いますが、この部会では公開されるのですか。

(事務局)

現段階ではデータそのものを本部会で公開できるか分かりませんが、概要については、御説明させていただく予定です。

(委員)

色々な情報を鑑みて目標値を設定していると思いますが、市町村は、県が設定した目標値を基準にして担当課が計画を立てるので、現実的ではない数値を目標値として設定されてしまうと、市町村の方でも対応が非常に厳しくなると思います。先程お話のあったとおり、市町村からのヒアリングも踏まえて目標値を設定していただければ、このようなこともないと思います。

それから、資料6ページの一般廃棄物の再生利用率ですが、最近は大型スーパーなどがペットボトルや空き缶等の有価物の回収を行っていますが、この数値も入っているのですか。

(事務局)

スーパーで回収される飲料ペットボトルなどについては、事業活動に伴うものであるため、産業廃棄物になります。このため、一般廃棄物の再生利用率には含まれておりません。

(委員)

分かりました。それで、再生利用率が下がってしまうんですね。

次に、資料8ページの に記載されている、生ごみ等の一般廃棄物の再生利用についてですが、これは、臭気の発生や手間を考えると大変難しいと思いますが、ぜひ実現してほしいと思います。

次に、資料16ページの不法投棄ですが、不法投棄の多い地域、場所があるかと思いますが、地域的にきちんと分析をし、それに対する対策や対応を検討する必要があります。

また、不法投棄物の中に再生可能なものがあるのであれば、その割合も出してもらいたいと思います。

それから、地方創生、地域の活性化、人間らしい生活、環境を考えると、一人当たりのごみの排出量をこれ以上減らすということは、なかなか難しいのではないかと感じています。ある程度、きちんとした生活ができる、そして人間らしい環境ができるということを考えると、これ以上急激には家庭のごみは減らないと感じております。

(事務局)

不法投棄も場所によって非常に多いので、その場所に応じた対策等が必要かと思  
います。

(委員)

ごみの中で生ごみが一番重く、処理にお金がかかっているため、生ごみの処理を  
どうするか、というのが一番の問題だと思っています。

生ごみの処理にコンポストを使用している家庭もあると思いますが、おそらく、  
ほとんどの家庭で焼却ごみとして生ごみを出しているのではないかと思います。

ごみの中の40%前後は生ごみであるというデータもありますが、山梨県におけ  
る生活系ごみに占める生ごみの割合は、どの程度ですか。

(事務局)

資料4ページの のとおり、ごみ焼却施設で処理するものに占める生ごみの割合  
は、2割程度です。

(委員)

他の自治体とかなり差があるように思います。

(委員)

ごみの分析方法がありまして、簡単に言うと、湿ベースと乾ベース、資料4ペー  
ジの は、法で定められている乾ベースで分析した結果だと思っています。

(委員)

処理費は、乾燥させていない状態の「重量」でかかってくるので、市民の感覚だと  
この数値を出しても分からないと思います。

(委員)

法で定められている乾ベースの分析のほかに、湿ベースの分析を独自で実施して  
いる市町村は少ない状況にあります。市町村が検査を実施していなければ、県から  
データを市町村に求めても出てこないと思います。

(委員)

インターネットで調べると、いくつかの自治体では値が出ていて、だいたい生ご  
みが全体の40%を占めています。

なぜ、生ごみがこんなに重いのか、ということで、昨年町の一番大きなお祭りで、  
ごみの重さを全部量ったところ、そのうちの約半分が生ごみでした。

そのようなことを踏まえると、この表の数値だと市民の感覚では、イメージがで  
きないと思います。

(委員)

表を見ると、平成20年度は、紙類が41.6%、厨芥類が24.9%、ビニー

ル類が22.3%と、占める割合が多いものの順位が把握できるので、廃棄物の減量化のために何をしたら良いのか、一般論ですが、まずは紙を、紙は何十種類とあり、分別できないものもありますが、分別を徹底すれば、ある程度は少なくなると思います。

厨芥類については、コンポストもありますが、例えば、メタン発酵は、異物が入っていても問題がないので、清掃工場を建て替える時に従来の清掃工場の規模を縮小してメタン発酵施設を導入し、清掃工場から出る蒸気と併せて発電すれば、今の施設よりもお金が入ってくるというのも、一つの考えだと思います。ただ、小さな自治体では、広域化しないとメリットが出てこないで、それをどうするかということで、まず、市町村研修を実施するのも一つの方法だと思います。

(委員)

メタンガスというものもよく分かりますし、九州地方の小さな町でもお金をかけてやっているところがあるのも承知しています。ただ、いかにお金をかけないで、ごみを減らしていくかも考えなくてはいけないと思います。

話がそれましたが、県の数値の取り扱いをもっと県民に分かりやすくして欲しいです。資料の表では、1位が紙類、2位が厨芥ごみになっていますが、重量的には、違うと思います。

(委員)

統計的に見ると、多いのは、紙、厨芥、プラです。ただ、地域特性がありますので、自治体によってその順位が若干異なることはあると思います。

ただ、湿ベースの組成を提出させるとなると県内でそのデータをもっている自治体がいくつあるかどうか。

(委員)

山梨県では、最終的には3つのエリアで分けて広域処理を行うという計画でしたが、計画の進捗は現在どのようになっているのでしょうか。

また、市町村によっては、焼却炉の連続稼働のための燃料として、プラスチックの分別回収を行っていない市町村もありますが、このように、市町村によっては、容器包装リサイクル法で定めるリサイクルを達成できないところもあると思うので、広域化ということも考える必要があると思います。

(事務局)

平成29年4月に甲府・笛吹・山梨・甲州の4市で境川にて施設を稼働する予定です。

他の地域につきましては、それぞれの市町村の施設の更新時期等もあり、具体化しておりません。

(委員)

焼却炉稼働の燃料とするため、プラスチック類の分別回収を行っていないことは、ごみの減量化に向けた取り組みに反していることだと思いますので、県が指導する必要があると思います。

(委員)

一般廃棄物の処理責任は市町村にありますので、指導については、国も県も、地方自治法に基づく技術的助言ということで対応しています。基本は市町村がどのように考えて、どのようにやるのかが、一番重要なので、今お話のあった内容を県で計画に位置付けることは難しいと思います。

(委員)

資料21ページからの参考資料の中で、山梨エコライフ県民運動や、ノーレジ袋運動など、発生抑制のための施策があります。それを一生懸命私達も広げていきたいと思います。

(事務局)

この計画の一般廃棄物の部分については、市町村の考えを聞いた上で作っていくこととなります。

県としては、市町村が取り組みを進めていけるよう、例えば、優れた取り組みをしている市町村の情報を他の市町村に提供するなどしながら、進めていければと考えております。

(委員)

資料18ページに、不法投棄対策の推進と記載されておりますが、資料の中に今後の対策が記載されていないので、20ページに今後の不法投棄対策について記載をしていただきたいと思います。

例えば、通報したら謝礼を支払うといった制度や、警察のOBを臨時職員として雇う、出向してもらうなどがあると思います。

(事務局)

資料の中には出てきておりませんが、計画では、各主体の取り組み事項の中で、不法投棄に係る取り組みについて記載をする予定です。

(議長)

以上でよろしいですかね。

以上で議題1を終了します。それでは議題2のその他につきまして事務局からお願いします。

(事務局)

産業廃棄物適正処理推進ビジョンについて説明。

(事務局)

本日はありがとうございました。今後のスケジュールとしまして、第2回の廃棄物部会を8月下旬から9月上旬を目途に開催させていただきたいと思います。

また、日程調整等させていただいた上で、開催させていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

(議長)

以上で議事を終了させていただきます。どうもありがとうございました。